

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

規制の区分：新設、改正（**拡充**）緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：個人情報保護委員会

評価実施時期：令和2年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ～ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：i

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進むなど、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつある。例えば、多くの国々においてOECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたデータ保護関連法制とは異なる体系の、国家管理的規制が一部の国においてみられるようになっている。

現行法では、第24条の規定により、個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、原則として、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨について、本人の事前同意を得ることが義務付けられている。

この点個人情報取扱事業者が事前の本人同意を得ようとする場合には、提供先やその利用方法等の一般的な関心事項について、本人に説明して理解を得ることが想定されるものの、通常は本人が当該外国の法令等についてまで関心を有しているとは限らないため、当該外国の法令を理由に訂正等や利用停止等の請求が拒絶される場合や、当該外国の当局の取得・利用により本人の権利利益が侵害される場合等、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま、同意を行う可能性があるものと考えられる。

したがって、仮に本規制を導入しない場合、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを本人が理解する機会が担保されず、個人の権利利益を適切に保護することが極めて困難になる事態が発生する可能性が高まる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

上記の通り、外国にある第三者への個人データの提供に伴う事前の本人同意を得ようとする場合において、通常は本人が当該外国法令についてまで関心を有しているとは限らないため、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま、同意を行う可能性がある。

したがって、自らの個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高める観点から、本人の

事前同意に基づく外国にある第三者への個人データの提供にあたっては、本人の参考となるべき情報（当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他）を提供することを義務付ける必要がある。

また、本人の事前同意ではなく、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している外国にある者に対して個人データを提供する場合、当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（個人情報保護委員会規則に委任することとし、具体的には、当該第三者による当該個人データの取扱いを担保する契約等について、当該第三者による当該契約の履行状況や、当該第三者による当該契約の履行と関係する当該外国の法令の制定改廃状況を定期的に確認すること等）を講ずる等の義務を移転元の個人情報取扱事業者に対して課さなければ、当該提供を行った時点では本人の事前同意を得ないで個人データを提供するための基準に適合している者であっても、当該外国の法令の制定改廃その他の事情変更により、相当措置の継続的な実施が困難となる可能性があるにも関わらず、個人情報取扱事業者が、当該事情変更を関知しないまま、当該第三者への個人データの提供を継続するおそれがある。

したがって、上記の場合については、当該提供を行った後において、当該第三者による当該個人データの取扱いの状況を個人情報取扱事業者が継続的に把握できるようにするとともに、相当措置が実施されなくなることを防止することが必要となるため、この場合外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等を講ずる義務等を課すことが、本法の法目的である個人の権利利益の保護を確保する観点から、必要不可欠である。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用）

今回新たに導入する規制は、個人データの外国への移転に当たって、移転先の国名や移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めるものである。現行法の下でも個人データの外国への移転に際しては、同意の取得等が求められているところ、その際に追加的に対応が必要になるものであるが、移転先国名の特定等によって新たな事務作業や投資・設備の設置等を必要とするものではないため、遵守費用は発生しない。

（行政費用）

本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制対象拡大のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・ 経済への副次的及び波及的な影響

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の意見募集において、本規制の内容の明確化を求める意見が寄せられたが、当委員会では今後、本規制を含め、ガイドライン等において具体例を示すこととしていることから、影響は限定的と考えられる。

・ 競争への副次的及び波及的な影響

規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

個人情報保護委員会において有識者、関係団体ヒアリングを実施。
(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/minutes/>)

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を新たに設けることとしているところ、当該時期に事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本改正内容も含め、相談ダイヤルに寄せられる御意見や相談対応の結果等を通じて、今回の改正後の個人の権利利益の保護の状況を把握し、事後評価を実施する。